

品川区災害対策職員待機寮借上事業実施要綱

制定	平成21年	4月	1日	区長決定 要綱第349号
改正	平成22年	4月	1日	区長決定 要綱第350号
改正	平成24年	1月	18日	区長決定 要綱第33号
改正	平成25年	1月	24日	区長決定 要綱第5号
改正	平成27年	4月	1日	区長決定 要綱第110号
改正	平成28年	4月	1日	区長決定 要綱第95号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が夜間休日等職員の勤務時間外に発生した地震等の災害時の初動連絡等に従事する職員を確保することを目的として実施する災害対策職員待機寮借上事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 区に勤務する者をいう。ただし、再任用、臨時または非常勤の者を除く。
- (2) 災害対策借上職員待機寮（以下「借上待機寮」という。） 配偶者および同居の親族を有しない職員（以下「単身者」という）を居住させるために区が社宅管理会社等から借り上げた、次に掲げる要件を満たす住宅をいう。
 - ア 品川区内および品川区近隣に位置する単身用住宅であること。
 - イ 居室面積が20㎡程度ある鉄骨または鉄筋コンクリート造りで、風呂、トイレ付であること。
 - ウ 借上待機寮の賃借料については、諸物価、公租の変動、近隣賃借料等を勘案し、予算の範囲内において決定すること。

(入居資格要件)

第3条 借上待機寮に入居しようとする職員は、次に掲げる要件を備えなければならない。ただし、運営委員会の議を経て、総務部長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 新規採用職員で自己所有の住宅が無く、住宅に困窮する単身者であること。
- (2) 災害対策要員として活動できる者であること。

(入居の申込)

第4条 借上待機寮に入居しようとする職員は、所属長の推薦を受け、その者が連署する入居申請書（第1号様式）を総務部長に提出しなければならない。

(入居者の決定)

第5条 入居者は、運営委員会の議を経て、総務部長が決定する。

2 総務部長は、入居者を決定したときは、入居承認書（第2号様式）を交付する。

(優先入居)

第6条 総務部長は、借上待機寮に入居を申し込んだ職員のうち第3条の入居資格要件を備え、かつ、次の各号に掲げる者については、優先して入居させることができる。

- (1) 無線従事者免許を有する者
- (2) 日本赤十字社救急法救急員である者
- (3) 災害対策上必要な技術関係者で総務部長が必要と認める者

(入居の時期)

第7条 入居の承認を受けた者は、入居承認書に記載された入居期間の初日（以下「使用許可日」という）から10日以内に入居しなければならない。

(入居期間)

第8条 入居期間は使用許可日の属する月から起算して48月以内とする。

(初期費用等)

第9条 区長は、入居者に代わり、次に掲げる費用を社宅管理会社に支払うこととする。

- (1) 使用許可日の属する月から起算して24月分の礼金、契約事務手数料、火災保険料、原状回復費、消毒代および鍵交換代（以下「初期費用」という。）
- (2) 入居者が使用許可日の属する月から起算して25月以降も入居する場合において生じる、24月分（25月以降から48月まで）の更新料、更新手数料および火災保険料（以下「期中費用」という。）

(利用料)

第10条 入居者は、賃借料および共益費の合計額の50%に相当する額（以下「借上待機寮利用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 借上待機寮利用料は、毎月1日から末日までを1カ月分とし、当該月の給料から控除する。ただし、給料から控除することができない場合は、納入通知書により当該月の末日までに納付するものとする。
- 3 月途中の退去であっても、1カ月分の借上待機寮利用料とする。

(費用負担)

第11条 入居者は、自己の居住の用に供する電気、ガス、上下水道の使用料を自己の責任において負担するほか、次の各号に掲げる費用を支払うこととする。

- (1) 衛生、防火、防犯等の理由により世帯主として負担すべき費用
- (2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、給水栓（パッキンを含む。）、排水栓等の消耗品の交換費用
- (3) 粗大ゴミの処分にかかる費用
- (4) 費用が軽微な修繕にかかる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総務部長が指定するもの。

（入居者の義務）

第12条 入居者は、善良な管理者の注意をもって住宅を維持し、かつ、他の入居者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。

2 入居者は、夜間休日等職員の勤務時間外に発生した地震等の災害時の初動連絡等に従事することおよび各種防災訓練への参加をしなければならない。

（損害賠償）

第13条 入居者は、その責に帰すべき事由により、借上待機寮を滅失またはき損したときは、速やかに総務部長に報告するとともに、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（転貸等の禁止）

第14条 入居者は、借上待機寮を転貸し、その利用権を譲渡してはならない。

（営利目的行為等の禁止）

第15条 入居者は、借上待機寮内において営利を目的とする行為またはこれに類する行為を行ってはならない。

（入居の取消し）

第16条 総務部長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、入居の承認を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する入居の時期までに入居しないとき。
- (2) 虚偽の申立てまたは不正の手段により入居の承認を受けたとき。
- (3) この要綱またはこの要綱に基づく総務部長の指示に従わないとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、速やかに退去しなければならない。

（返還）

第17条 入居者は、借上待機寮を返還しようとするときは、返還する日の1カ月前までに返還届（第3号様式）を総務部長に提出しなければならない。

2 入居者は、借上待機寮を返還するときは、当該借上待機寮を原状に回復しなければならない。

3 入居者は、借上待機寮を入居期間満了前に返還するときは、次に掲げる費用を納付しなければならない。ただし、人事課長が当該費用の支払いを要しないと認めるものにあつては、この限りではない。

- (1) 使用許可日の属する月から起算して24月の内、実際に入居していた期間を除く返還後残期間の初期費用（消毒代および鍵交換代を除く）の支払い相当分の額の50%に相当する費用
- (2) 使用許可日の属する月から起算して25月以降から48月までの24月の内、実際に入居していた期間を除く返還後残期間の期中費用の支払い相当分の額の50%に相当する費用

（明渡し）

第18条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者は、当該各号に定める日までに、借上待機寮を明渡さなければならない。

- (1) 入居期間を満了したとき。 期間満了日
- (2) 職員でなくなったとき（死亡したときを含む）。 総務部長の指定する日
- (3) 借上待機寮の利用料を滞納したとき。 総務部長の指定する日
- (4) 借上待機寮を廃止するとき。 総務部長の指定する日
- (5) 第11条から第15条までの規定に違反する行為があったとき。 総務部長の指定する日

2 前項の規定により、入居者が借上待機寮を明け渡す場合は、前条の規定を準用する。

（運営委員会等）

第19条 第3条、第5条第1項および第16条第1項の運営委員会については、品川区職員住宅の設置および管理に関する規則（昭和58年品川区規則第17号）に規定する運営委員会の例による。

（委任）

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度入居に関する手続きは、この要綱の制定の日前において行うことができる。

付 則

この要綱は、平成21年 7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第8条、第9条(2)および第17条3項(2)については、使用許可日が平成28年3月31日以前である者に限り、「24月」を「23月」、「48月」を「47月」と読み替える。